

[原 著]

世紀転換期のアメリカ合衆国における精神薄弱者の生殖防止論と婚姻制限法の制定 — 20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史(3) —

中 村 満紀男

19世紀末、犯罪者や障害者など要保護者の発生防止の方法は、優生学の裏づけによって、それまでの要保護者個人に対する道徳的要請から強制的方法へと変わっていく。生殖防止策として総収容と生涯隔離を最善と考えていた精神薄弱者施設長は、それを補完する方策として、婚姻の制限や禁止に賛意を示す。世紀転換期には、社会事業家と医師を中心とする婚姻制限運動は、欠陥者・犯罪者や結核患者等を対象として、一部の法律家とともに聖職者の支持を受けて多くの州で法定化される。なかでも、精神薄弱、狂気、てんかんは共通の対象であり、彼らは性欲自体が否定された。しかし、生殖防止策としての婚姻制限の有効性が疑わしいことが判明すると、他のより有効な生殖防止策が模索され、断種を導入する土壤となる。聾者や盲人は、婚姻制限の対象として法定化されることはなかったが、それは、彼らが自活可能であり、社会的脅威ではないとみなされたからであった。

キー・ワード：婚姻制限 精神薄弱者 欠陥者 犯罪者 優生学 アメリカ合衆国

はじめに

本論文は、19世紀末から20世紀前半のアメリカ合衆国における優生断種運動に関する連続研究の一部である。本研究は、アメリカ優生断種運動について、精神薄弱者処遇問題との関連から、(1)主対象としての精神薄弱者の位置づけとその意味、(2)優生断種運動が、アメリカ等の民主制国家で積極的に導入された社会的・歴史的意味、(3)個々の精神薄弱者の処遇や生活にとっての意味を中心に、実証的に究明しようとする歴史的研究である。

本論文では、19世紀末のアメリカにおける社会問題の深刻化を背景として、退化者・欠陥者の発生防止問題の拡大とその解決手段の模索のなかで、障害者、とりわけ精神薄弱者の生殖防止策として婚姻制限がどのように提起されたのか、その方策と総収容＝隔離との関係はどうであったのか、外科的生殖防止が登場する状況はいかなるものであったか、障害間の差異はなかったのか、等について検討した。

なお、本文中の記述は、歴史的状況で叙述する場合、当時使用された用語や表現に従っている。

1. 退化者・欠陥者の生殖防止手段の模索

19世紀末には、犯罪者や障害者をはじめとする要保護者の発生原因は、遺伝説と家系説に収束していった

が、この時点までは、要保護問題およびその発生原因の追求によって、個人の退化・変質が社会的大変性を有するものとして提起されたにすぎなかった（中村 [1996] 75-79）。

それゆえ、障害等の依存状態の発生防止の方法は、関係の個々人に対する結婚の抑制であり、精神薄弱者施設等ではこれに退所抑制が加わったが、いずれも当人や家族に対する道徳的要請にとどまり、強制力を伴っていなかった。しかし、障害児(者)と彼らの学校・施設をめぐる状況の悪化と認識の深化、そしてその社会的背景や障害発生原因の科学的究明と世紀末のアメリカ社会の変化にともなって、生殖防止の方法はより根本的で効率的な手段が求められ、法律的裏づけのある方法と外科的手段の採用へと発展する。

他方で、要保護者や退化者であっても、彼ら一人ひとりの結婚や生殖行為の制限は、人間としての根源と、合衆国憲法で保障された基本的人権にかかわる問題であるうえに、生殖防止が行刑・社会事業・医学・精神薄弱者施設の関係方面でそれぞれ試行錯誤的に解決がめざされた問題であったために、生殖防止の具体的な立案は、きわめて複雑で混迷する展開過程をたどることになる。しかし、墮胎から安楽死にわたる生殖防止案¹⁾の多岐多様な模索は、1900年代末には対象者と生殖防止の手段を集約して具体化されることになる。この過程では、諸科学に対して、とりわけ C. ダーウィン (Darwin, Charles Robert 1809-1882) の進化論や G.

J.メンデル (Mendel, Gregor Johann 1822-1884) の遺伝法則を基盤としたF.ゴールトン (Galton, Francis 1822-1911) の優生学がそのイニシアティブをとり支配する。また、要保護状態の現実を経験しその実務を担当する社会事業家と、公衆衛生という予防医学によって画期的で有効な成果をあげたと自負する医師とが、生殖防止問題では同盟者となり、熱意がある者ほど、社会改良、さらには人種改良や国家繁栄を切望し、その担い手として自負するようになる（この問題は稿を改めて論じる）。

だが、具体的な生殖防止の方法として婚姻制限法、去勢、断種、安楽死ないし強制死等の唱導は從来の隔離の代替として、整然と提起されたわけではなかった。またその意図も、必ずしも連続的に示されたのでもなかった。状態や障害の種別と程度、各州の状況（学校・施設の資源を含めて）や担い手の存在や勢力によって、かなり異なることになる。具体的な生殖予防策の発想では、それぞれの職業や活動母体によって異なる傾向があった（たとえば、社会事業界では防貧・総収容化と婚姻制限、医学界では去勢等）。ただし、これらの生殖防止計画は複数の選択肢があるのが通常であった。

退化者に対する多岐にわたる生殖防止案のなかで、障害者に対する主要な方策について、アメリカ初の断種法であるインディアナ州断種法が可決された1907年までを主要な画期として、方策の多数を占めた婚姻制限と外科的手段（去勢と断種）が採用されるが、後者の過程と、精神薄弱者処遇および同時代における社会改良との関連についても別の機会に検討する。

2. 聾者・精神薄弱者等に対する婚姻制限論と立法化 (1) 聾者・盲人に対する婚姻制限論

障害者の生殖防止はなにゆえに課題となったのであろうか。そしてその具体的な手段として、婚姻制限が考えられたのであろうか。この時代では、婚姻と子どもをもつことはほとんど同義であり、分離できない問題であった（避妊の知識や方法の流通は、情報・法律・慣習の上で、とくに下層ではきわめて限られていた）。また、異性間の性行動は、結婚、妊娠・出産、養育、家庭の維持と連続的・一義的関係を要求されており、私事の範疇にあった。したがって、この要求の充足が果たせなかったり、この範疇から顕著な逸脱があったりすれば、社会成員としての基本的条件が欠落しているとみなされたのである。R.L.ダグデイル (Dugdale, Richard Louis 1841-1883) やO.C.マカロック 爵 (McCulloch, Oscar Carleton 1843-1891) の家系調査

で対象となった者は、まさにこの意味で市民としての基本的条件に重大な欠落があり、それゆえに社会の維持と発展にとって脅威となることが示唆されたのである。

ところで、19世紀初頭に源をもつアメリカの公的慈善事業は、当初から経済的な社会的重荷の発生と増加の抑制および防止をその意図としていた。それゆえ、要保護状態の、原因の家族性が濃いとみなされた対象では、婚姻抑制が当然期待された。公的慈善事業の主要な一部として展開された盲教育では、19世紀半ばに、パーキンス盲院のS.G.ハウ (Howe, Samuel Gridley 1801-1876) 校長は、盲が心身の低次状態の一つであるがゆえに、盲人同士の結婚によって盲が遺伝的に発生すると理解していたから、少なくとも盲人同士の結婚には否定的であった²⁾。彼の見解は、19世紀末までのアメリカの盲学校校長としてはごく標準的なものであった。アメリカ盲学校では、盲児が、将来、盲人同士で結婚に至るのを避けるために校内で盲児の男女分離を徹底することは、創設時からの課題であったのである（中村 [1987] 103,139,192）。

20世紀に入ってからも、遺伝性が明瞭な盲疾患には婚姻抑制が提起されていた。1909年、シカゴの眼科医、C.レープ (Loeb, Clarence) は、遺伝性盲人は、盲の発生を減少させるために結婚すべきでないとし、婚姻届受理に目の健康証明書提出の義務化を法定するように期待している (Loeb 162-165)。以上の見解や提案では、遺伝性の盲の発生防止が目的であるという意味で優生的であった（なおレープは、経済的な動機による盲人の婚姻禁止論の存在にふれている）。

聾の発生については、1883年、A.G.ベル (Bell, Alexander Graham 1847-1922) が、アメリカの聾学校の児童・生徒名簿等を手がかりにして、遺伝性が濃厚であり、聾の家族歴を有する者同士の結婚によることが大であることを明らかにした。そこで彼は、聾減少策の一案として、聾者同士の婚姻を防止する婚姻制限法をあげているものの、婚姻外関係の発生と実効性の疑問、実施上の根拠の不十分さから、この立法は得策でないとし、むしろ、聾者同士の結婚を促進している環境条件（聾児の隔離・サイン法の使用・聾の教員雇用）の抜本的改善を提案した (Bell 220-224)。F.ゴールトンが優生学を造語した年に行われたベルの調査と提言では、後にアメリカ優生学運動を支える名士の一人となる彼が、この時点ですでに優生学的な発想に立脚していた（その実現手段は穩健であったが）。

社会事業界では、19世紀第4四半紀になると、要保

護者数の増加防止のために道徳的要請よりも強力な規制力をもつ処置が求められ、彼らを対象とする婚姻制限法を規定すべきであるとのマーカス(Marcus)夫人の提議があった(Marcus)。また、断片的にではあったが、遺伝性の聾者や盲人等の身体障害者の生殖防止(法)の提言は、遺伝性という発生原因と同種の障害者同士の結婚傾向に基づいて、しばしば行われたのである³⁾。

実際に、1895年、聾者および盲人も対象に含めた婚姻制限法が、コネティカット州議会に提出される。この婚姻制限法案は、てんかん者と精神薄弱者とともに、先天性の聾者および盲人を対象として提案されたものであり、州議会人道的施設委員会(Committee on Humane Institutions)が可決を勧告したが、最終的には、アメリカ聾学校校長、J. ウィリアムズ(Williams, Job)の尽力により、制限対象から聾者と盲人を対象から削除し、また既婚者を除外してつきのように修正可決される(NCCC22[1895]467-468 : AAD40[1895]310)。この法律は、優生学的な遺伝論・家系説に基づいて、精神薄弱者とてんかん者という特定集団の婚姻と性関係を禁じた法律であった。

第1条 いざれかが、てんかん、痴愚または精神薄弱である男女は、女性が45歳以下である場合、婚姻または同棲をしてはならない。この規定に違反し、あるいは違反しようとする何人も、3年以上、州刑務所に投獄されなければならぬ。

第2条 本法第1条または女性は45歳以下の場合、いかなる公的貧民の婚姻を助言し、助力し、教唆し、斡旋を手助けし、あるいは黙認するいかなる都市行政委員またはその他の何人も、1千ドル以上の料料または1年以上の投獄、もしくはその両方を科さなければならぬ。

第3条 てんかん、痴愚、精神薄弱または公的貧民の45歳以下の女性と性関係を結んだいかなる男性も、3年以上、州刑務所に投獄されなければならない。45歳以下の女性と性関係を結んだてんかんの男性およびてんかん、痴愚または精神薄弱の男性と合意の上で性関係を結んだ45歳以下の女性は、3年以上、州刑務所に投獄されなければならない。

このように、聾・盲はともに遺伝性が確認され、その発生防止が医学的・社会的に期待されて、盲学校および聾学校関係者・医師・社会事業家等から婚姻抑制が求められた。夫婦および家族というアメリカ社会の原理的要素は、遺伝性の聾者と盲人に対しては、その

子孫が要保護対象となる可能性が高いという理由から、適用除外が提案されたのである。とりわけ盲人は、経済的な社会依存度の高さから、その結婚は必ずしも歓迎されなかった。

しかし、後述の表2-1にみるように、盲人も聾者も、実際に婚姻制限の対象として州法に明記されることはなかった。彼らが婚姻制限法(そして後には断種法)の対象から除外された理由については、後に精神薄弱等と比較検討する(第6項参照)。

(2) 狂人・精神薄弱者・てんかん者等を対象とする婚姻制限の法定化

1) 婚姻制限法の必要性の浮上

断種法は精神薄弱者の出生抑制のための唯一の方法として、最初から提起されたわけではなかった。すでに妊娠可能年齢の精神薄弱女性の隔離が、アメリカでは19世紀第4四半期から生殖防止の正法として定着していた。精神薄弱者施設長は、施設収容者の家系研究から精神薄弱発生における濃厚な遺伝性を確認したことで、総収容と生涯隔離の方針⁴⁾をますます推進させた。

しかしその方針を実現するには、さまざまな困難があった。第一に、施設の新設・増設という経費上の問題があった。収容力の急増という施設関係者の要請は、元来、多額の州費⁵⁾を伴うだけでなく、公立学校や矯正・犯罪施設での調査研究の進展とともに、精神薄弱者の出現率が高くなるにつれて、予測よりも巨額を要することがしだいに判明していた。第二に、長期の入所一家族との分離に対する嫌悪という、本人と家族の根源的感情にかかる問題があった。施設長等が唱導の度合いを強めた精神薄弱脅威論は、精神薄弱に対する社会的劣等のステigmaを付与することで、親や本人の施設入所に対する嫌悪をますます強めることになる。

また、退所抑制という施設長の期待も、従来から、親や本人の意向による退所者や施設を脱走して自宅に戻ったり、コミュニティで指導監督を受けずに生活する元収容者が多数いるという現実に直面していた。退所実数は収容総数が増加したので、収容者総数に対する退所者の割合低下にもかかわらず、無視できない数になっていたのである⁶⁾。収容者の退所に関して施設長に拒否権が委任されていなかったので、施設長の共通の理想であった施設収容による長期ないし終生保護は、十分に達成できなかった。精神薄弱者の退所に伴って生じる彼らのコミュニティでの生活が、施設の存在意義の喪失につながることを、脅威説を強く信奉する

施設長ほど恐れていた。

そこで、施設関係者は、精神薄弱者の婚姻を妨げる諸方策の立案に着手する必要が生じてきた。すなわち、施設長は、精神薄弱者の総収容化のための強制的な施設入所権および退所権の施設長への委任⁷⁾を実現し、入所後の精神薄弱男女の厳格な分離と性的関係の防止を実施するとともに、施設外の精神薄弱者等に対しては、入所経験の有無を問わず、彼らの生殖防止を図ることで、他の障害・貧困・庶出あるいは犯罪の発生防止を目指した。多くの施設長たちが、総収容策を補完する具体的な生殖防止策としてまず取り上げたのが、婚姻の制限ないし禁止の法定であった。

2) 州婚姻制限法の対象

ところで、一般に婚姻制限法はいかなる対象を選定していたのだろうか⁸⁾。Table 2-1に示すように、近親

者間だけではなく、狂人・精神薄弱者およびてんかん者等の精神的行動での「逸脱」者や、一部の州（特別区・準州・属領を含む。以下同じ）では、婚姻状態に入れない身体障害者、犯罪者等の社会的逸脱者でも、その結婚は懲罰の対象になったり、法的に無効になつたりした。それゆえ、この種の婚姻制限には、優生学的および社会衛生的発想も要保護や犯罪に対する懲罰的発想も渾然と入っていたといえる。

実際の婚姻制限法は、精神薄弱者やかんてん者というように対象者を明記した州が約半数を占めるが、婚約時における精神の健全という従来からの条件を適用・拡大した州法もある。つぎのマサチューセッツ州法（Smith 8）の後半は、前述のコネティカット州婚姻制限法の表現を受け継いでいて、精神薄弱者との性的関係を禁じた当時の一般的考え方を伝えていると思

Table 2-1 アメリカの精神薄弱者・黒人等に対する婚姻制限法（Davenport を整理。〔 〕は George）

婚姻禁止・制限の対象または状態	州および準州等
近親婚・雑婚	アラバマ アラスカ(C) アリゾナ アーカンソー カリフォルニア コロラド コネティカット(C) デラウェア コロンビア 特別区(C) フロリダ ジョージア ハワイ(C) イリノイ(C) アイダホ インディアナ アイオワ(C) キャンザス(C) ケンタッキー ルイジアナ メイン(C) メリーランド ミシガン ミネソタ(C) ミシシッピ ミズーリ モンタナ ネブラスカ ネバダ ニューハンプシャー(C) ニュージャージー(C) ニューメキシコ(C) ニューヨーク(C) ノースキャロライナ ノースダコタ オハイオ(C) オクラホマ オレゴン ペンシルベニア(C) ブエルトリコ(C) ロードアイランド(C) サウスキャロライナ サウスダコタ テネシー テキサス ユタ バーモント(C) バージニア ワシントン(C) ウェストバージニア ウィスコンシン(C) ワイオミング(C)
精神薄弱者・てんかん者	コネティカット
精神薄弱者・狂人・公的貧民	デラウェア メイン
狂人、公的貧民	バーモント
精神薄弱者、狂人、身体的不能者	コロンビア特別区
狂人、身体的不能者	バージニア
精神薄弱者・狂人、飲酒者	ジョージア
精神薄弱者・狂人・てんかん者、施設の公的貧民	ニュージャージー「インディアナ」
精神薄弱者・狂人・てんかん者、飲酒者	オハイオ
精神薄弱者・狂人・てんかん者、飲酒者、常習犯、肺結核患者、性病者	ワシントン
精神薄弱者・狂人	ハワイ イリノイ ケンタッキー マサチューセッツ ミシシッピ ネブラスカ ノースキャロライナ ブエルトリコ ロードアイランド サウスキャロライナ
精神薄弱者・狂人・てんかん者	キャンザス ミネソタ ウィスコンシン
狂人	ウェストバージニア
精神薄弱者・狂人・てんかん者、性病者	ミシガン ユタ

表上段の(C)は近親婚の制限のみを規定

われる。

「狂人または白痴は、婚姻を結ぶことはできない。」(1902年改訂法第151条第2項)

「痴愚または白痴であると考えるだけの然るべき理由があるのに、その女性と強姦ではない状況で不法な性関係をもつ者は、3年以下の拘置または千ドル以下の科料、あるいはその両方によって罰せられる。」(1902年改訂法第212条第5項)

精神薄弱等に関する婚姻制限と断種法との関連といえば、断種法を制定しなかったのは、26州のうちコロラド特別区・マサチューセッツ州・ロードアイランド州のみであり、他方で、婚姻禁止・制限の主たる対象ないし状態(Table 2-1参照)のうち、精神薄弱者と明記しているのは22州であり、25州の狂気とともにその大部分を占めていた。

それゆえ、婚姻規制法の主たる対象は、近親婚と人種にかかわる婚姻以外では、精神薄弱と狂気、そしてその近縁集団のてんかん(9州)であったといえよう。精神薄弱やてんかんに関する婚姻規制の始期が19世紀末であったことは、精神薄弱問題が、施設入所の促進や収容力の増強だけの問題だけではなく、現実にコミュニティで生活する精神薄弱者の対策の必要性が、州会議を中心にアメリカ社会で認識されてきたことを意味する。いいかえれば、精神薄弱問題における社会的拡大と深化が進行したのである。

さて、このような心身障害による婚姻制限よりも先に規定されていたのは、白人と黒人(蒙古人・中国人・日本人を加えている州もある)間の婚姻(雑婚)であった。しかも、黒人等との特定人種間の婚姻を禁止・制限した31州のうち、断種法がなかったのはケンタッキー州等の5州だけであり、さらにデラウェア州等の12州は、人種および精神薄弱等の特定状態の者の両範疇で婚姻禁止・制限を定めていた。白人と黒人等間の人種に関する婚姻禁止・制限の地理的分布はどのようにになっているだろうか。このような婚姻の制約があったのは、北東部で1、中西部で8、西部で7、南部で15州であった。他方で、精神薄弱者等に対しては、北東部で7、中西部で7、西部で2、南部で7つの州、特別区・準州・属領3で制約を設けていた。断種の最大実施地域が西部諸州であったことを考えると、人種・障害・断種・婚姻規制を総合した地理的分布の意味を後の機会に検討しなければならない。

3) 精神薄弱者施設長と社会事業家の婚姻制限論

それでは、精神薄弱者の法的な婚姻制限策は、精神薄弱者施設長の間で磐石な一致をみたのであろうか。総じて、これまでの精神薄弱者の処遇計画は、総収容策の強化と未収容者および退所者に対する保護的ケアに基づいていた。しかし、この2つの方策とともに、有効な具体策がなかったり、施設への強制収容策のような案が実現しなかつたがゆえに、この方策を実効化し補足する対策として、遺伝および家系に関する社会啓蒙と婚姻制限が主張される。

遺伝性の聾啞者や盲人の結婚規制提案よりやや遅れて、全国慈善・矯正会議(The National Conference of Charities and Correction, NCCC)では、インディアナ州慈善委員会事務局長でNCCC会長を務めたE.P.ビックネル(Bicknell, Earnest Percy 1862-1935)とその後継者であるA.W.バトラー(Butler, Amos W.)やウェルズ夫人(Wells, Kite Gannett)ら、また各州の慈善・矯正会議でも、たとえばミネソタ州立病院医師のフェルプス(Phelps, R.M.)らが精神薄弱者の結婚制限を主導する(Bicknell [1895] [1896]; Butler [1901] [1907]; Wells; Phelps)。遺伝論、公益優先からの州婚姻制限法の普及とその全国統一化、啓蒙重視が彼らの共通項であった。これらの議論の基盤には、ウィスコンシン州のローレンス大学教授、R.Z.メイソン(Mason, R.Z.)にみられるような優生学的な考え方があり、早くも1880年代末から明確に定着する(Mason)。

精神薄弱者施設長も、社会事業家と活動の場を共有していたNCCCで、またアメリカ精神薄弱者施設長協会(The Association of Medical Officers of American Institutions for Idiotic and Feeble-Minded Persons, AMOAI)で、全体として社会事業家とほぼ同じ路線を採用する(別の機会に詳述する)。たしかに、19世紀末の精神薄弱者施設長は、生殖防止の方法について、婚姻制限法の立法化ではほぼ一致しているように思われる。

施設長と精神薄弱問題に関心をもつ社会事業家等によって構成されるNCCCの精神薄弱部会では、コネティカット州の施設長、G.H.ナイト(Knight, George Henry 1863?-1912)は、1886年、てんかん者の結婚を犯罪行為とみなし(Johnson [1896] 211)、ウィスコンシン州優生学運動の最大の功労者であり(Vecoli 194)、後に同州における断種法制定運動を主導したウィスコンシン州立施設のA.W. ウィルマース⁸⁾(Wilmarth, Alfred W. 1855-1938)も同じ見解を継承する(Wilmarth [1896] 344)。1897年にはアイオワ州立施設長の

F.M.パウウェル (Powell, Francis Marion 1848-1903)が厳格な婚姻制限法を実現するために社会啓蒙を主張し (Powell 301-302)、1899年にはニューヨーク州立シラキュース施設の J.C.カーソン施設長 (Carson, James C.) が、精神病者・てんかん者・精神薄弱者の婚姻禁止を各州で法定すべきであると主張した (Carson 303)。

これを引き継いで、1902年の NCCC 精神薄弱者・てんかん者委員会報告では、ウィルマース施設長が、施設内隔離を補足する方策として「欠陥者数の増加予防を目的としたより根本的な手段」、すなわち、精神薄弱者同士および精神薄弱者と正常な者との婚姻および婚約の法的規制を提案している⁹⁾。彼のこの発議は、施設退所者を念頭においたものであるが、精神薄弱者による反社会的形質の伝達と多産という、当時の施設長や社会事業関係者が共有していた遺伝論に基づいていた。施設長の全国協会である AMOAI でも、1899年5月のニューヨーク市での会合で3人委員会を任命し、NCCC、アメリカ刑務所協会会議 (The American Congress of National Prison Association [NPA])、アメリカ医学一心理学協会 (The Medico-Psychological Society) 等と協力して、欠陥者の婚姻防止問題を検討することを決定している (JPA 3 [1899] 194-195)。

4) 婚姻制限論の医師と聖職者への拡大

精神薄弱者等に対する婚姻制限論と法制化は、19世紀末から20世紀初頭にかけて要保護者発生抑止の方法として、ソーシャル・ワーカー¹⁰⁾や施設長等の特定の職種からは是認の範囲を拡大していく。とりわけ医師層の強い支持は非常に顕著になる。しかし、いかなる者を婚姻制限の対象とするかについては、論者によって狭小があった。たとえば19世紀末から1910年代末にかけて、欠陥者を含む退化者の発生防止策について唱導を繰り返したイリノイ大学泌尿器外科教授の G.F. ライドストンは、欠陥者・結核患者・慢性泥酔者を (Lydston [1896他])、オハイオ州ディトンの医師、J.C. マッカーシー (McCassey, J.C.) は犯罪者・欠陥者・病人を (McCassey)、ペンシルベニア州スティールトンの B.B. ジェファーズ (Jeffers, B.B.) 医師は、有害な遺伝性の伝染または感染する病気をもつ精神薄弱者・狂人・泥酔者・麻薬中毒者・肺結核・淋病・梅毒の患者を主たる対象として想定した (Jeffers)。

婚姻制限に関する医師の提案は、対象範囲の設定、環境因の関与認識の強弱、制限の度合い、有効性の認識、他の発生抑止策との関係等について、必ずしも見

解の一致はみられなかったが、精神薄弱者はすべての医師が共通して指定した対象であること、結婚制限案は特定の地域ではなく全米的な提案であること、社会改良への志向と関係があること、階層的偏りがある提案であること、婚姻証明書取得に際して心身健康証明に関する医師の役割が必要であることは、婚姻制限論の少なくとも共通点であった。精神薄弱者施設長を除く医師では、退化者増加の抑止策として隔離的収容をベターな方策とする者は少数だったのである (Drysdale 678)。なお施設隔離策は、医師に限らず、とくに断種への反対とセットとなっている。

20世紀初頭、法律家や聖職者のなかに、各州での婚姻制限の法定化の拡大 (Table 2-1参照) に対する積極的な支持者が出現する。早くも1890年代初めに、イェール大学法学部長の F. ウェイランド (Wayland, Francis) は、NPA の総会で、犯罪者・貧民・放浪者・売春婦・重罪人同士の結婚に対して遺伝説の立場から結婚制限を提案した (Wayland)。しかし、発表後の討議では多数意見にはならなかった。20世紀に入ってもなく、アイオワ州のロビンソン判事は、1903年の NCCC 総会の討議で、個人の自由の重要性とともに、少年犯罪者の結婚について、矯正可能性や教育可能性の低い者は婚姻制限を考慮すべきであると主張した (精神薄弱者については、収容保護するとともに結婚禁止とした Robinson 529)。

聖職者の婚姻制限に賛同する態度は、1910年代にピークに達する。かつて教会の管掌事項であった婚姻について、退化者問題の社会問題としての拡大を背景に、教会での結婚誓式の条件として、プロテスタント教会の聖職者のなかに、医師による心身の健康証明書を要求する者ができた。最も有名なのは、シカゴの S.S. ピーター・ポール聖公会監督聖堂首席司祭、W.T. サムナー (Sumner, Walter Taylor) の提案である。

彼は、1912年3月24日の説教で、婚約者が心身ともに正常で、不治または伝染性の病気をもたない旨の医師による証明書を提示しない者に対しては、聖公会牧師は結婚式を行わないことを明らかにした。この措置によって彼は、「正常な種族を交配するのに適した人々のみを結婚生活に加えさせることで、完全な状態と神聖と将来の健全さを備えた家庭を保護しよう」としたのである (Medical Times 158)。

ところでサムナー司祭の優生的な立場は、プロテスタント教会でいかなる位置にあったのであろうか。まず第一に、彼は、この決定が数ヶ月の熟慮とシカゴの主席司祭の承認の結果であるとしている。第二に、

ニューヨーク市で発行された1912年6月号の「*メディカル・タイムズ誌*¹¹⁾」は、「心身欠陥者の結婚と彼らの種の増殖は犯罪である」という前書きを付して「*優生学：教会と州の関係*」を特集しているが、サムナー以外の17人の聖職者のうち(1名はユダヤ教)、明確な反対者は、不適者の婚姻防止を医師と聖職者に委ねることは、不適切で有効な策ではないとする1人のみであった(ただし半数近くは実施上の問題を示唆している)。

第三に、サムナー案に同意しているこれらの聖職者は、ニューヨーク市の教会所属者が約半数を占めるが、残りの者はニューハンプシャー、ペンシルベニア、オハイオ、インディアナの諸州の聖職者であり、また、賛成者の半数近くは州監督または大学学長という教会幹部であった(*Medical Times* 158-161)。後にみると、断種策とプロテスチント教会の親近関係をみれば、サムナーの計画やニューヨークのJ.L.ベルフォード(Belford, John L.)牧師の「常習犯罪者、欠陥者、退化者」は結婚する権利がないという考え方(Belford 294)は、少なくともプロテスチント教会では受容されたといえるであろう(カトリック教会の初期における優生学および断種の肯定およびその後の否定については後の機会に述べる)。

5) 婚姻制限策に対する精神薄弱者施設長の懐疑

概して、世紀転換期において婚姻制限を強調したのは、生殖防止手段として総収容策を採用しつつ、断種に賛成しなかった施設長グループであった(彼らは、精神薄弱者に対する教育と訓練効果を重視するグループでもあり、その限りでは環境の改良効果を認めた)。その代表は、ソーシャル・ワーカーでインディアナ州立施設長を務めたA.ジョンソン(Johnson, Alexander 1847-1941)であり、彼は、ニューヨーク州議会上院の1906年欠陥者婚姻禁止法案を熱烈に支持している(Johnson [1906])。

しかしながら、多くの施設長の間では、婚姻制限の有効性に対する疑問がしだいに明示されるようになる。ウィルマースは、1895年のAMOAIの会長講演で、最良の生殖防止法として結婚防止をあげているが、同時に、社会の認識不足で実現にはほど遠いと指摘し(Wilmarth [1895] 518)、より有効な生殖防止策として断種に傾斜していくのである。AMOAIも、機関誌JPA(*Journal of Psycho-Asthenics*)の論説で、婚姻制限は明白な課題と認識しつつも、具体化に問題あり(JPA 3 [1899] 195)、効果に疑問あり(JPA 5 [1901] 92)、と実施の困難さを示している。

したがって、施設長は、婚姻制限に代わる有効な生

殖防止の具体的手段が広範に是認されれば、少なくとも新たな選択肢として検討する可能性はあった。事実、去勢の導入には抵抗はあるが断種なら導入できるという施設長は、婚姻制限の有効性に強い懷疑を示していくようになる。しかし実際の状況はもっと複雑であり、精管切除術が、外科学的に去勢よりも優れており、また生殖防止上有効であるとしても、主要な生殖防止策として実際にアメリカ国内を風靡することはなかった。精管切除術も婚姻制限も、生殖防止策として広範な普及を妨げる要素があったのである。

ミネソタ州立施設のA.C.ロジャーズ(Rogers, A.C.)施設長のように、19世紀末に精神薄弱女性に卵巢切除の実施後、20世紀初めには法的婚姻制限を主張するが、その後、累犯を含む道徳的非行者や親が断種を望む精神薄弱者で退所可能者に限定して、法律に基づいて断種することを主張したように、具体的な生殖防止の方法について動搖する施設長もいた。このあいまいな方針は、彼が、精神薄弱者をめぐる社会的状況の変化と遺伝に関する知識および優生学的関心の増大のなかで、具体的な生殖防止の方法を模索した結果である。彼が選択断種を採用するのは、科学の限界の認識とともに、断種の優生学的效果に疑問をもつようになったからである(Rogers[1895]599-600; [1901] 203; [1905]127-128; Murdock 43-44)。

こうして、実際には生殖防止のどの手段を重視するかによって、婚姻制限の位置づけは関係者の間でも異なったのである。

6) 婚姻制限法における聾者等の除外と精神薄弱者の性欲論

最後に、とくに遺伝性の聾者や盲人は、婚姻制限法の対象には含まれず、結婚は好ましくないとされながらも、社会的に消極的な是認が与えられた理由を検討する。要保護集団に対する公的・社会事業の行政責任者であるウィスコンシン州慈善委員会事務局長のA.O.ライト(Wright, A.O.)は、1876年ごろに、盲人と聾者は「適切に教育されれば、犯罪者・狂人または公的貧民のように、社会には重荷でも危険でもない……彼らは精神欠陥者と一緒に分類してはならない」としている(Wright 176)。

また、同州立精神薄弱者施設のウィルマース施設長は、盲人と聾者に対する公金支出は正当であると認めたが、それは彼らが、教育の成果によってほぼ自活しているからであった(Wilmarth[1898]1296)。彼のいう「自活」では、経済以外の範疇でも聾者と盲人は、精神薄弱者のように少なくとも社会的脅威にはなって

いないことが示唆されているとみてよい。この方針は、1903年のNCCC精神薄弱常置委員会報告でA.ジョンソン委員長により踏襲され、盲人と聾者は、原則として欠陥者=退化者リストから除外され(Johnson [1903]246)、結婚制限対象からも除外される(Robinson 529)。この2人の見解では、約20年間の時間差とともに、欠陥者の急増の有無について根本的な見解の相違がある。ライトは要保護者数の増加を救済努力の増加に帰しており、ウィルマースは、要保護者の急増防止を最重要課題と認識していた。この20年間は、盲学校・聾学校の社会事業から学校教育への転換過程に対応しているだけに、ウィルマースの見解は重要である。しかし、盲・聾関係者にとって、盲人と聾者を含む要保護者の社会的分類は、当人および盲学校・聾学校に慈善的スティグマを与えるものとして当時の校長からは嫌悪され、NCCCは教育関係者の主たる協議の場ではないとされ(中村 [1987] 614)、さらに後に盲児・聾児の就学義務化が法定された20世紀初頭には、教育関係者から徹底的な批判を受けることになる。

聾者や盲人の婚姻・生殖問題と関連させてここで論じておくべき問題は、精神薄弱者の場合との比較であり、第一に性欲(passion)の評価についてである。一般に性欲とその表現は、当時の欧米社会では公的には禁欲的であるべき事柄であり、あくまでも私的问题の範疇であった。また男女交際は、結婚につながるものであり、離婚には否定的で、中産層以上の階層では同胞数は少数であった。自慰行為も、神への冒涖論から心身への悪影響論まで否定的にみなされていた。精神薄弱者が社会的に忌避されたのは、彼らの退化を受け継ぐ子どもが多産されるだけではなく、彼らの性行動が放縱であり、結婚を伴わない同棲や不特定の相手との(商業的)性関係、庶出が顕著である、(人前での)自慰行為が多い、という主張に基づいていた。精神薄弱者の家族や家系に関する調査で強調されるのは、つねにこれらの点であった。

こうして、精神薄弱者に対しては、彼らの性欲自体が否定されたのである。「精神薄弱者には動物的性欲(passion)があり、しばしば異常に発達している。他方で動物的性欲を抑制し、抑制すべき意志と理性は欠けている」(Bicknell [1895] 82)との主張は、ほとんど例外なき見解である。優生学的立場の実施調査員はこの種の「証言」を熱心に収集することになる。

この立場に対して、C.バーンスタイン(Bernstein, Charles 1872-1942)施設長における社会的適応の一環としての精神薄弱者の性欲とその充足法としての結婚

肯定論や、精神薄弱者の性欲否定説を理論的に一蹴したM.P.E.グロスマン(Groszmann, Maximilian Paul Eugen 1855-1922)のまったく新しい性欲観が先取的に示されるのは、1910年代を待たなければならぬ(Groszmann 394-395)。

第二に対象の範囲の変化についてである。てんかん者と精神病者も、元来、婚姻と生殖制限の主な対象であった。ところが、精神病者では治癒可能なケースがあり、とくに急性期は治癒可能性が高い(Drysdale 680)、あるいは正常な時期があった(Trattner 129)との主張が提起されるようになる。また、てんかん者に対する婚姻制限は必ずしも肯定されなくなり、除外が主張される(たとえばCornell 338-339)。

3. 婚姻制限法への期待と限界

婚姻制限は、なぜ実際に成果をあげえないし(Survey [1912])、法定も禁止も困難である(Van Meter 20)と考えられたのだろうか。婚姻制限の必要性自体は、インディアナ州立感化院のH.シャープ(Sharp, Harry)による1899年の精管切除術という新たな生殖防止手段の適用後も、また20世紀に入っても、施設長間で否定されることはなかったし、M.W.バー(Barr, Martin W. 1860-1938)のような去勢論者も、生殖防止策の一つとしては拒絶することはなかった。シャープ医師でさえ、当初は婚姻制限の立法化を支持していたのである(Sharp[1902]414)。

それにもかかわらず、婚姻制限は、つぎのような自明な理由から、当初から強力な抑止効果をもつ生殖防止策であると期待されてはいなかった。その第一の理由は、婚姻制限は法定化されなければ、結婚を放棄すべき市民に対する道徳的要請にすぎないからであり、第二に、法的に結婚を抑止しても同棲は防げず、したがって生殖も防止できないからであり(Hart 208; Murdock [1913] 37)、第三に、結婚を放棄させるにはその理由に関する庶民の啓蒙が必要であり、第四に、法定化されたとしても、婚姻の自由は、憲法上の基本的人権に基づいて保障されたものと理解されているから、個人の自由の重大な侵害違憲であると認識される可能性が高かったからである。

第五に、婚姻制限法は州法であるから、他州での婚姻を防止できなかったからである¹²⁾。第六に、婚姻届を受理する郡書記、あるいは婚姻挙式を主宰する聖職者、司法判断をする判事が、明白なケース以外は精神薄弱であることを認識できなかったり(Cornell 338)、医師が心身健全証明書の発行を嫌ったりした(Eugenical

News [1921]) からである。最後に、婚姻制限の前提となる欠陥の遺伝や家系に対する言説に対する「科学的知識」がなおも不十分である、との主張があった(たとえば Rogers[1901]202)。

このように、婚姻制限(法)に対しては、実効上の問題、科学的根拠の問題、法律上の問題、精神薄弱者処遇の方策上の選択の問題、そして感情的な疑問があり、実際にはこれらが多くの場合複合して婚姻制限に対して提起されたのである。

それゆえ、前述のミネソタ州立病院医師の R.M. フェルプスは強力な反対を予想し、ライドストンも婚姻制限の必要性は認めながらも同様にみていた (Phelps 100; Lydston [1896] 574)。またバーは、婚姻制限は厳格実施が困難であり、道徳的意識がない者には効果がないと考えた(Barr 6)。

そこで、婚姻制限の実効化を図るために厳格な法制化を要求する主張 (Hunsberger および前述のパウウェル施設長の見解も参照)、知的検査強化論 (Cornell 338)、世論育成論 (State of New York) も根強かつたが、新聞・雑誌の嘲笑や女性の敵対的見解 (Risley 96) から生殖制限が最も必要な者に利用できない現実 (Sharp[1909]1899; Hart 208) や、結婚制限が逆に庶出や強姦を増加させ、天才や芸術家の誕生を阻止するとの懸念まで、婚姻制限の有効性や正当性に対する疑問の方が強大であった (Rytina 164; McReady 330)。したがって、婚姻制限(法)に対する大方の期待は、生殖防止に対する根本的な方策としてではなく、少数者に対するある程度の抑止力としてであった (Barr 6; Wilmarth[1902]159; Shanahan 430; McReady 330)。

さて、婚姻制限の唱導と法定化¹³⁾は、社会全体の話題としては、1910年代を頂点にその後は沈静したかに見える。実際には、婚姻制限案はその対象を限定し、精管切除術の生殖防止法と関連づけて、またその最終的な狙いを変えつつ、1930年代以後も持続されることになる¹⁴⁾。多くの断種唱導者にとっても婚姻制限は方策の一つでありつづけた。

4. 小括

本論文では、19世紀末におけるアメリカの社会状況の悪化に対する改善策として、遺伝説と家系説に基づいて提起された退化者と欠陥者の発生防止策のうち、婚姻制限と法定化、およびその対象に関する論議について、障害者処遇に関係した精神薄弱者施設長、社会事業家、聾学校・盲学校関係者の見解を検討した。こ

の過程において、盲人・聾者は、要保護化する懸念から、道徳的要請としての婚姻抑制が期待されたが、教育による自立達成という成果ゆえに、狂人・精神薄弱者・てんかん者とは異なり、婚姻の法的規制対象にはならなかつた。

他方で、婚姻制限論は、施設長やソーシャル・ワーカー等の処遇当事者から、聖職者、とくに医師に拡大する。また、精神薄弱者施設長の間に、有効性の欠如という理由から、婚姻制限策に疑問が生じてくる。

このように、精神薄弱者等における生殖防止の必要性について社会的認識が高まり、より有効な生殖防止策への期待が、外科的生殖防止策の発生と普及への土壤となる。これについての検討がつぎの課題となる。

本研究は、平成 8 年度文部省科学研究補助金による成果の一部である。

註

- 1) ポルティモアのジョンズ・ホプキンス大学医学部教授のバーカー (Barker, Lewellys F.) は、1910年 4 月に、これまでの生殖防止策を要約して、(1)婚姻制限、(2)妊娠した退化者の強制墮胎、(3)器具を利用しての避妊、(4)施設またはコロニーでの終生隔離、(5)退化者の間での自殺の奨励、(6)安楽死、(7)外科またはその他の手段による断種の 7 案をあげ、このなかで現在の社会状態で大きな社会的支援を受けそうな方法は隔離と断種としている (Barker 296)。これらの提案は、すでにヨーロッパにもあった。R.R. レントゥール (Rentoul, Robert Reid) 医師は、イギリスで断種を唱導した主要人物であるが、彼は、1906 年、カナダのトロントで開催されたイギリス医学会総会心理学部会での発表で、1903年に統いて断種を提案したが、断種の代案には、(1)自由放任、(2)殺害、(3)避妊手段の提供、(4)終生隔離、(5)自殺の奨励、(6)強制墮胎、(7)心身の健康証明書をもたない者の婚姻制限があるとしている (Rentoul[1906]323-326; [1903])。ここで、現代的関心からも、去勢等の劇的な処置を歴史的に理解するうえからも、安楽死または強制死の提案についてふれておく。そのなかで最も有名なのはマッキム (McKimm, William Duncan 1855-1935) 医師の提案であろう。彼は、1900年の著書「遺伝と人間の進歩」のなかで、貧困・疾病・犯罪・退化の激増を、遺伝的原因による社会進歩の重大な妨げとみなし、内外の関係文献を参照したうえで、「扶養、矯正あるいは懲罰のために州を煩わせる

非常に弱い者と邪悪な者」に対する「最も簡便で最も思いやりがあり最も人道的な生殖防止の手段」として、炭酸ガスによる「穏やかな苦痛のない死」を提案する。彼は、この処置については、懲罰的意図を否定し、「生来、生活に真の幸福を見いだせないほど欠陥がある者に対する開明的憐れみの表現」、また「コミュニティおよび子孫に対する義務」と考えている。具体的な主対象は、白痴、痴愚（とくに道徳的痴愚）、大半のてんかん者、極悪犯罪者、矯正できない常習犯、狂気の犯罪者、常習泥酔者であり、その他の者は、矯正度と社会的貢献度により対象に含めるかどうかを考慮するとした（McKim 188-189, 192-193）。

マッキムに先立って、1888年にウィスコンシン州の大学教授メイソン（Mason, Russell Z.）は障害者処遇における州の義務を論じて、安楽死の可能性を完全には否定していないし（Mason 27）、R.デューイ（Dewey, R.）は、1899年、ウィスコンシン州医学会で欠陥者の永久的拘束および去勢とともに感電死を理想としたという（Vecoli 194）。また、1910年代には、イリノイ大学医学部教授、ライドストン（Lydston, George Frank 1858-1923）が、殺し屋、計画的殺人者、痴愚を、社会防衛のために致死性ガスにより安楽死させるべきことを繰り返し提唱している（Lydston[1909]18; [1912]685; [1918]96）。とくにライドストンの強制死案は、彼の総合的な生殖防止案の一部であるが、その着想の枠組みをみれば、他の生殖防止論者と共に通した立論がみられたのである。むしろ、白人優位のための黒人断種策を非難したような点では、同盟者を越えていた（Lydston [1918]96-97）。

- 2) S.G.ハウは、最終的には盲人の結婚規制論を修正し、障害の中和が期待できる心身健全者との結婚を奨励する。なお彼の目標は、コミュニティ全体の健康水準の向上による遺伝病の抑制であった。中村（1987）192。
- 3) R.Z.メイソンの1888年の生殖防止法提案では「先天的・器質的」な心身の障害を有する者、1896年のステューバー医師では不治で伝達する病気を有する者、1899年のニューヨーク市マックスウェル教育長では遺伝性の知的・道徳的・身体的弱さをもち、健全な子孫を生めない男女は、結婚が否定されていたが（Mason 27; Stuver 227; City Superintendent of Schools of the Board of Education, New York City, First Annual Report[1899]131; 中村 [1996]

79）、これらで例示されている者には、盲人と聾啞者を含めることができる。この結婚抑制方針は、イギリスでも同様であり、1889年の王命盲・聾啞者等コミッション報告の勧告では、盲人同士の結婚抑制が示されている（Report of the Royal Commission, xlivii）。

- 4) この方針は、より若い施設長で忠実に採用されるが、I.N.カーリング等の施設長歴が長い者は、ごく一部の収容者に対して、本人および環境等の条件がそろえれば、彼らの退所を必ずしも否定するものではなかった。若手施設長の方針と H.H.ゴダード（Goddard, Henry H. 1866-1957）の軽度級精神薄弱者脅威説は共鳴しあうことになる。
- 5) たとえば、1910年代前半のニューヨーク州では、州歳入の5分の1から7分の1が「欠陥者」施設に支出されるまでになっていた。Wallin 267.
- 6) たとえば、保護施設の典型であるニューヨーク州立ニューアーク女子施設でさえ、シラキュース校から独立した1880年代の退所者数は5~9人、1891~1897年は15~17人、1898~1899年はそれぞれ24, 27人と増加した。また、マサチューセッツ施設が、経営の方針を学校的機関から大規模化へと転換した1880年代末から20世紀初めまでの退所者数は、1889年から5年間が176人（同期間の入所者数446人）、1894年から5年間が183人（同413人）、1899年から5年間が235人（同533人）と退所者数自体は増加している。中村 [1987] 406, 536.
- 7) スミスによる1914年の州法令に関する調査では、全36州の公的施設で、入所権が施設長または施設理事会に委任されている例は1州もなく、13州は親または後見人の同意を必要とし、2州では裁判所命令と親・後見人の同意が必要、6州では親等の同意は必ずしも必要でなく、裁判所命令が優先された。退所権では、施設長に委任されているのは7州にすぎず、施設理事会が5州、16州が司法判断を必要とした。Smith 79-81.
- 8) ウィルマースのウィスコンシン州断種法制定における役割は、一貫して積極的であったとされてきたが、断種に関してバーによる唱導や他州の州立機関における実施が先行していたにもかかわらず、彼は生殖防止の方法としては隔離、ついで婚姻制限を主張していること（Vecoli 194-195, Wilmarth[1902]152-161）、本人が早期からの制定運動に関与したことなどを否定していること（Wilmarth [1918-19] 22）から、彼は州内の断種法制定運動を最初からリード

- したのではなかったと思われる。ということは、この運動の担い手や支持層は、少なくとも同州内ではより広範に存在し、この運動のイニシアティブをとる者が他にもいたということである。
- 9) Wilmarth (1902). ただし、白痴級の重度者、良家出身で自宅に戻る者、他の慈善施設で受け入れてもらえる者等には適用されない。また、教育や生活との関係でいえば、彼は、十分な教育を精神薄弱児に用意し、施設内で最大の自由を与えるべきであると考えていた。
- 10) ソーシャル・ワーカーが結婚制限策で一致していたわけではない。たとえば、シカゴ大学教授のソーシャル・ワーカー、C.R.ヘンダーソン (Henderson, Charles Richmond 1848-1915) は、結婚制限の効果に疑問をもっていた。断種についても同様である。 Henderson 181, 317.
- 11) メディカル・タイムズ誌は、内科・外科その他の関連科学に関する月刊誌であり、1912年6月の時点で、23人の編集委員は、西部諸州を除く全国に散在していた。
- 12) ニューヨーク州立ローム施設のバーンスタイン施設長に至っては、1913年にAMOAIの後身、AASF (The American Association of the Study of the Feeble-Minded) での討議で、健康証明書による婚姻制限は不可能であるし、ばかげていると主張している。JPA18(1913)39, Discussion.
- 13) 1910年代に立案された婚姻制限法案は、優生目的とされながら、実際には性病キャンペーン・社会衛生が目的であるとの批判があった。Rucker.
- 14) たとえば、優生学記録研究所が発行した月刊誌、Eugenical Newsの1934年7・8月合併号は、精神薄弱者施設が、魯鈍収容者のコミュニティ生活を訓練によって可能にし、リハビリテーションする不可欠な一環として結婚を考えているとしている。ここでは、非遺伝性で自立可能な魯鈍の結婚と生殖は是認されているが、遺伝性の者は断種したうえでのみ結婚を認められ、子どもをもつことを拒絶された。 Eugenical News 19(1934)109.

文献

Abbreviations., JAMA : Journal of American Medical Association. JPA : Journal of Psycho-Astheneics. NCCC : Proceedings of the National Conference of Charities and Correction.

- American Annals of the Deaf (1895), 40,310.
- Barker, L. F. (1910), On the Prevention of Racial Deterioration and Degeneracy, Especially by Denying the Privilege of Parenthood to the Manifestly Unfit. Maryland Medical Journal, 53, 291-297.
- Barr, M. W. (1897), President's Annual Address. JPA, 2, 1-13.
- Belford, J. L. (1914), Eugenics : The Religious Standpoint. Long Island Medical Journal, 8, 292-295.
- Bell, A. G. (1883), Upon the Formation of A Deaf Variety of the Human Race. Memoirs of the National Academy of Sciences, 2, 179-262.
- Bicknell, E. P. (1895), Custodial Care of the Adult Feeble-minded. Charities Review, 5, 76-88.
- Bicknell, E. P. (1896), Feeble-mindedness as an Inheritance. NCCC, 23, 219-226.
- Butler, A. W. (1901), A Notable Factor of Social Degeneration. Science, 14, 444-453.
- Butler, A. W. (1907), President's Address, the Burden of Feeble-mindedness. NCCC, 34, 2-10.
- Carson, J. C. (1898), Prevention of Feeble-mindedness from a Moral and Legal Standpoint. NCCC, 25, 294-303.
- City Superintendent of Schools of the Board of Education, New York City. First Annual Report (1899).
- Cornell, W. S. (1915), Methods of Preventing Feeble-mindedness. NCCC, 42, 328-339.
- Davenport, C. B. (1913), State Laws Limiting Marriage Selection Examined in the Light of Eugenics. Eugenics Record Office, Bulletin No. 9. 66p.
- Drysdale, H. H. (1915), The Problem of the Feeble-minded, the Insane, and the Epileptic. Cleveland Medical Journal, 14, 672-683.
- Eugenical News (1934), Moron Marriage. 19, 109.
- George, R. R. (1913), Sterilization of the Unfit. New England Medical Gazette, 48, 466-473.
- Groszmann, M. P. E. (1917), Exceptional Children. Charles Scribner's Sons. 764p.
- Hart, H. H. (1912), The Extinction of the Defective Delinquent. A Working Program. Proceedings of Annual Congress of the American

- Prison Association, 1912. 205-225.
- Henderson, C. R. (1901), Introduction to the Study of the Dependent, Defective, and Delinquent Classes and of Their Social Treatment. D. C. Heath & Co. 397p.
- Hunsberger, J. N. (1902-03), The Duty of the State to Unborn Generations. Pennsylvania Medical Journal, 6, 571-574.
- Jeffers, B. B. (1910), State Health Law to Govern Marriage. Medical Council, 15, 423-425.
- Johnson, A. (1896), Permanent Custodial Care. Report of Committee on the Care of the Feeble-minded. NCCC, 23, 207-219.
- Johnson, A. (1903), Report of Committee on the Colonies for Segregation of Defectives. NCCC, 30, 245-253.
- Johnson, A. (1906), Marriage of Defectives: A New York Bill. Charities and the Commons, 16, 866-867.
- JPA (1899), Editorial. Increased Legal Restrictions to Marriage. 3, 194-195.
- JPA (1901), Editorial. Prophylaxis. 5, 91-92.
- JPA (1913), Discussion. 18, 38-45.
- Loeb, C. (1909), Blindness and Heredity. Outlook for the Blind, 2, 162-165.
- Lydston, G. F. (1896), Asexualization in the Prevention of Crime. Medical News, 68, 573-579.
- Lydston, G. F. (1909), Sex Mutilation in Social Therapeutics. New York Medical Journal, 95, 677-685.
- Lydston, G. F. (1912), Sex Mutilations in Social Therapeutics, with Some of the Difficulties in the Application of Eugenics to the Human Race. New York Medical Journal, 95, 677-685.
- Lydston, G. F. (1918), Some Difficulties in the Way of the Application of Eugenics to the Human Race. Medical Standard, 41, 93-97.
- McCassey, J. C. (1901), Criminals and Defectives: How Best to Reduce their Numbers. Medical News, 79, 136-141.
- McKim, W. D. (1900), Heredity and Human Progress. G. P. Putnam's Sons (reprint edition, 1901). 283p.
- McReady, E. B. (1913), Feeble-mindedness and School Children. Medical Record, 84, 329-333.
- Marcus (1877), Debate on Dependent Children. NCCC, 4, 79.
- Mason, R. Z. (1888-89), The Duty of the State in Its Treatment of the Deaf and Dumb, the Blind, the Idiotic, the Crippled and Deformed, and the Insane. Transactions of the Wisconsin Academy of Science, Arts and Letters, 8, 25-30.
- Medical Times (1912), Eugenics: Relation to Church and State. Medical Times, 40, 157-161.
- Murdock, J. M. (1913), State Care for the Feeble-minded. JPA, 18, 34-38.
- 中村満紀男 (1987), アメリカ合衆国障害児学校史の研究. 風間書房. 709p.
- 中村満紀男 (1995), 20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史 (序説). 心身障害学研究, 19, 13-22.
- 中村満紀男 (1996), 20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史(2). 心身障害学研究, 20, 67-82.
- 中村満紀男 (1998), 20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史(4). 心身障害学研究, 22.
- NCCC (1895), Discussion on the Care of the Feeble-minded. NCCC, 22, 460-468.
- Phelps, R. M. (1896), The Prevention of Social Defectives. Medical News, January 25, 1896, 98-101.
- Powell, F. M. (1897), Care of the Feeble-Minded. NCCC, 24, 289-302.
- Rentoul, R. R. (1903), Proposed Sterilization of Certain Mental and Physical Defectives. An Appeal to Asylum Managers and Others. Walter Scott Publishing Co., 26p.
- Rentoul, R. R. (1906), Proposed Sterilization of Certain Mental Degenerates. American Journal of Sociology, 12, 319-327.
- Report of the Royal Commission on the Blind, the Deaf and Dumb, &c., of the United Kingdom, 1889.
- Risley, S. D. (1905), Is Asexualization Ever Justifiable in the Case of Imbecile Children. JPA, 9, 92-98.

- Robinson (1903), Discussion on Colonies for the Feeble-minded. NCCC, 30, 527-529.
- Rogers, A. C. (1895), Proceedings of the Association of Medical Officers of American Institutions for Idiotic and Feeble-Minded Persons. 1895, Discussion. 599-600.
- Rogers, A. C. (1901), Recent Attempts at Restrictive Marriage Legislation. NCCC, 28, 200-203.
- Rogers, A. C. (1905), Editorial. Sterilization of the Unfit. JPA, 9, 127-128.
- Rucker, W. C. (1915), More "Eugenics Laws." Journal of Heredity, 6, 219-226.
- Rytina, A. G. (1912), Sterilization the Ideal Means. Medical Times, 40, 164-165.
- Shanahan, W. T. (1910), Why the Marriage of Defectives should be Prevented when Possible. New York State Journal of Medicine, 10, 428-430.
- Sharp, H. C. (1902), The Severing of the Vasa Deferentia and Its Relation to the Neuro-psychopathic Constitution. New York Medical Journal, 75, 411-414.
- Sharp, H. C. (1909), Vasectomy as a Means of Preventing Procreation in Defectives. JAMA, 53, 1897-1902.
- Smith, S., Wilkinson, M. W. and Wagoner, L. C. (1914), A Summary of the Laws of the Several States Governing I. Marriage and Divorce of the Feeble-minded, the Epileptic and the Insane. II. Asexualization. III. Institutional Commitment and Discharge of the Feeble-minded and the Epileptic. The Bulletin of the University of Washington No. 82. 87p.
- State of New York (1914), Report of State Commission to Investigate Provision for the Mentally Deficient. 628p. Arno Press (reprint edition).
- Stuver, E. (1896), Would Asexualization of Chronic Criminals, Sexual Perverts and Hereditary Defectives Benefit Society and Elevate the Human Race? Texas Medical Journal, 12, 225-231.
- Survey (1912), Health, 29, 374-375.
- Trattner, W. I. (1968), Homer Folks, Pioneer in Social Welfare. Columbia University Press. 355p.
- Van Meter, M. E. (1907), Stamping out Hereditary Diseases by Sterilizing the Sexes. American Journal of Surgery, 21, 18-22.
- Vecoli, R. J. (1960), Sterilization: A Progressive Measure? Wisconsin Magazine of History, 43, 190-202.
- Wallin, J. E. W. (1914), The Mental Health of the School Child, The Psycho-educational Clinic in Relation to Child Welfare. Yale University Press. 463p.
- Wayland, F. (1892), Report of the Standing Committee on Criminal Law Reform. Proceedings of American Congress of National Prison Association, 1892, 87-103.
- Wells, K. G. (1897), State Regulation of Marriage. NCCC, 24, 302-307.
- Wilmarth, A. W. (1895), President's Annual Address. Association of the Medical Officers of American Institutions for Idiotic and Feeble-minded Persons. 1895, 513-521.
- Wilmarth, A. W. (1896), Inheritance as a Social Burden. JAMA, 27, 341-344.
- Wilmarth, A. W. (1898), The Rights of the Public in dealing with the Defective Classes. JAMA, 31, 1276-1278.
- Wilmarth, A. W. (1902), Report of Committee on the Feeble-minded and Epileptic. NCCC, 29, 152-161.
- Wilmarth, A. W. (1918-19), The Practical Working out of Sterilization. JPA, 23, 22-24. Discussion. 25-31.
- Wright, A. O. (1876-1877), The Defective Classes. Wisconsin Academy of Sciences, Arts and Letters, 4, 176-186.

Prevention of Reproduction among the Feeble-Minded in the Turn of the Century America — Eugenic Sterilization and People with “Feeble-mindedness” in the United States during the Former Half of the 20th Century : Part 3.

Makio NAKAMURA

The purpose of this study, a third paper on eugenic sterilization of people with feeble-mindedness in the United States was to clarify the process and the social meaning of advocates to restrict and prohibit marriages of the paupers and the dependent classes such as the criminals and the defective in the states in the end of the nineteenth century.

The following results were attained :

1. The prevention of procreation among them was from moral to compulsory demand to them as eugenic movement provided many results of inheritance of defects for American community.
2. Superintendents of the institutions for the feeble-minded agreed with adoption of restriction and prohibition of marriages among the feeble-minded as their total institutionalization policy supplement.
3. In the turn of the century, with support of ministers and some lawyers, social workers and doctors enacted state legislations restricting marriage among the defectives and criminals.
4. The marriage restriction policy was replaced by a new and more effective sterilization policy.
5. While the blind and the deaf were exempted from subjects of state marriage restriction laws, the feeble-minded, the insane and the epileptic were not only subjects of them, but were denied to have sexuality.

to be continued

Key Words : marriage restriction, feeble-minded, defectives, criminals, eugenics, United States